

第4回 体罰根絶に向けた有識者会議 議事要旨

日 時 令和元年 11 月 26 日（火）午後 7 時～午後 9 時

場 所 尼崎市役所 北館 4－1 会議室

出席者 委員 7 人

会議要旨

1 尼崎市立学校園における体罰の実態調査結果（10 月 28 日公表資料）

（1）調査結果について

※主な質疑要旨

座長

個々の事情については調査中、分析中ということであるが、平成 25 年度以降相当数の体罰があったということが分かってきた。実態調査結果を見て、委員の皆さんはどのように受け止められたか、今後の議論にどう繋いでいくか意見を伺いたい。

委員

アンケート調査結果をみると、学校の先生方が小・中学生を抱え、教育の現場でご苦労されていることが非常によくわかる。昔は思春期という言葉を使っていたが、青年前期である小学生の高学年、中学生、高校生の初めくらいは特殊な時期で、身体的な成長に伴う性差の自覚、親への依存の低下、自我の芽生えなどからくる不安という心理から、他への攻撃、学校への反発、あるいは自己否定というような問題行動を起こす世代、年頃と言われている。いじめや反抗あるいはそれに関連した先生の体罰は、世界中でみられた現象で、日本特有のものではない。しかし、今日のヨーロッパの教育界では、青年前期の独り立ちの過程を支援して強い自我の形成を助けることによって克服させようという形で教育が行われている。教員アンケートの自由記載欄を拝見したが、そういう観点からの改善案というものがあまり見られない。それは尼崎の教育委員会の責任というわけではなく、文科省の問題だと思うが、やはり広く子供の問題を解決するためには、学校が青年前期の子供たちをどう導くかということをしっかり考えていかななくてはいけない時代が来ているのではないかと、このことを日頃感じている。

委員

非常に回収率の高いアンケートで、市教委が本気になって全部を調べようという意気込みと学校現場もそれに応えてくださったと認識した。

授業中と部活動で分けて分析してくださっているが、高校の体罰の内容を見ると、部活とそれ以外のはかなり異質である感じがする。もちろん体罰根絶には小中高全てで取り組まなければならないが、特に中学校や高校の部活中の体罰というのは他と異質な感じがするので、ここへの手当てというものは特別な方法でしないといけないと感じる。

2012年に体罰問題が起こった時に、全国規模で4000人の大学新生に「部活動中に体罰を受けたことがあるか」と聞くと、20%くらいが「ある」と答えた。特に体育系だと学校や種目によって色々であるが、30%から40%であった。この数値と比較すると20%にはならないので、その当時から比べると、現場の体罰は減少傾向にあるのかという感じは受けたが、引き続き根絶のための手立てが必要だ。

委員

アンケート結果を見ると、教員が求めているのは意識の変化というか、「どのように子供たちへ対応したらいいか」というヒントが欲しいということ。教員自身も迷いながら、「今までの指導の在り方を見直さないといけない」という意識を持っているし、「具体的にどうしてやっていったらいいのだろう」というヒントを何らかの形で受けてほしい気持ちがある。専門家からのアドバイスなどを含めて求めているのだと思う。「体質改善」などはそういう部分を表しているのかもしれない。高等学校に比べて、小・中学校の出席停止などの処分は極めて少ない。文科省は「必要があれば行ってよい」としているが、ほとんどないという状況があって、他の子に色々な迷惑をかける状況でも、教室から離して一人で勉強を個別にするという対応がしにくいという認識をお持ちのようで、結局教室の中で何度も同じような困った状況を繰り返して、そういう子に対して体罰や暴言という形のやり取りが多いかもしれないという感じもある。高等学校は停学、退学があるけれども、小・中学校はそういうものがなくて、対応に苦慮されているという現状があるだろうと思う。教員の方の困り感をどういう風に支援していくか、認めていくかということも今後考えていかないと状況は改善していかないのではないかと。

委員

資料②で、一番パーセンテージが多かったのが、複数対応の記載であるが、現在の部活動が主顧問1人体制なのか、副顧問がいらっしゃるのか確認したい。できれば2人以上の体制で、1人の教員に体罰など何かあった時に、逃げ場所というか相談できるような体制づくりが重要だと思う。2番目に教員の増と書いているので、この辺りは理にかなっていると思う。副顧問を置くのであれば、教員数は必ず必要である。必ずしもその種目ができなくてもよいと思う。ちょっと相談しやすい教員が身近にいるなど、複数の目で子供たちを見ていく、話しやすい環境を作っていくというのは非常に大事だと思う。特に中学生の男子は思春期に入り、親に対しても口数が減ってくるのが普通の成長だと思うが、聞いても「普通」「いつもどおり」という言葉が返ってくるので、そういった意味でも学校の先生の方がコミュニケーションを取りやすいのかなというところもあるので、複数対応を重視した方がいいと思う。

事務局

中学校現場では全員顧問制を取っている。尼崎市では、教育活動の一環と位置付けられてからすべての先生が部活動に入っている。学校規模によっては必ずしも複数顧問とはなっていないところがある。できるだけ複数となるようにしているが、専門的な指導が

できない教員は、会計や印刷などをしている。「全員で見ていきましょう」としているが、必ず複数にするということにはなっていない。

委員

複数顧問になると、負担が増えたり、教員数が足りなくなったりと色々な問題があるが、理想は複数対応と思う。

委員

資料②のグラフを見て、先生方の認識が、複数対応、教員増、業務の軽減、勤務環境の改善、行事の見直し、アンケートへの疑問や批判などが圧倒的にパーセンテージを占めているので、教員の負担感のようなものがここに表れているという印象を受ける。精神的なゆとりがなく、業務が切迫しているような状態だと、なかなか冷静に児童生徒と向き合えないといった状況も生まれるので、要因としてはそこにひとつあると思う。ただ、圧倒的なパーセンテージを占めているので、もう少し色々な角度で分析ができるのではないかという印象を受けている。

委員

①の資料について、アンケート結果の数字を見ると、多いと感じる。以前に比べると少なくなっているが、施設数で見るとかなりの施設数である。半分くらいの学校で起きているということは、やはり多いという感じがする。教員アンケートにおいて、対策について、自由記述にせざるを得なかったところが問題であった。体罰の防止に対して、教育委員会から手立てを提示できないというのは、厳しい言い方をすると、寄り添う生徒指導などのノウハウがなく、先生方に指導しきれていなかったということの反映かと思う。自由記載というのは自分の純粹想起で書くので、そこに意見を出すという形で書いていくわけで、当然必要ではあるが、「そういうことがあるのか」ということに気づくことができない。自由記述を見ると、「人を増やしてほしい」などの話になりがちである。指導方法の提案が今後できるような会議にし、手立てを用意できたらいいと思う。

委員

国際的な組織である子どもの権利委員会において、知育偏重、知識偏重ということが日本の教育の一番の問題であると、常に指摘されている。ところが、新聞や文部科学省、大阪府、大阪市の考え方をみていると、共通テストにより、知識偏重にさらに拍車をかけている。日本に中学3年生は110万人ほどいるが、1割が優秀だとすれば約10万人であり、あとのほぼ100万人がいわゆる商工業などに従事して、国民総生産の支えになっている。今は10万人の優秀な人をもっと増やそうとする教育になっていることが、先生方の負担になっていると思う。そういう意味で、尼崎市の教育委員会としては、先生の負担を軽減するため、知育偏重でなく、残りの100万人を大切にすもう少し余裕のある教育の体制をつくるということも考えていった方が良いのではないかと思う。

座長

体罰というのは、言い方を変えれば教育の根本的なことを問いかけてられているところで、

そこを掘り下げないとなかなか体罰というものはなくなるのではないかと考える。アンケート調査結果をみると、今「体罰はあってはならない」と取り組んではいるけれども、体罰はそう簡単に無くなるのではないかと思う。そういう前提に立たなければならぬように感じる。先生方一人ひとりあるいは学校自身がしっかり決意してもらわないといけないのは、体罰による犠牲者を1人も出してはいけないということであると考える。調査結果をみると、今後も起こりそうである。体罰によって子供の犠牲者を絶対出さないということを確認しあわないと、不安で仕方がない。これから色々な手を打っていく中で、根絶の名にふさわしい取組をしなくてはならないと思う。

(2) 調査結果を受けた論点の追加について (NO. 25~27)

事務局

これまでの有識者会議における議論やアンケート調査結果を受けて、論点目次及び議論の参考資料 No. 25~27 の3項目を追加した。これら以外の点について、委員の皆様から追加があれば事務局にお寄せいただきたい。

座長

先ほど委員の皆様が発言されたご意見の中で、論点に触れられていない内容もあると思うので、そのあたりも反映してもらいたい。

2 第3回の意見を受けた取組の方向性

(1) 組織風土 (NO. 5~6)

(2) 人事・服務 (NO. 7~8)

※主な質疑要旨

委員

部活動体罰がなぜだめなのかということについては、別の理由を加えないといけない気がする。非科学的な指導とあるが、人間も動物なので、体罰で行動を変える部分がある。一概に非科学的といえない部分もあるので、非科学的で野蛮だという理由だけでは弱い気がする。部活における体罰は、「やってはいけないやり方で練習をしている」というルール違反であるといった部活特有の理由を追加の方が良いと思う。確かに生徒の人権配慮や成長発達への影響というのも分かる。それに加えて、特に部活の場合は追加の理由が入るといいと考える。

人事に関しては、部活交流があってもいいと思う。部活の強い他県へ1年くらい派遣してはどうか。今、小学校や中学校で、学力の高い秋田県は先生同士が交流している。秋田県から指導力のある先生が沖縄県に行って、沖縄県から秋田県に行っている。市尼は部活のスーパーティーチャーがいるから、貸し出しというか、研修として本人も他校の空気を吸うというのはどうか。なかなか人事異動が難しい感じがするので、もう少しマ

イルドな人事交流あるいは長期派遣研修みたいな形でちょっと刺激が入るような工夫もあっても良いのではないか。

座長

部活動の体罰について、理屈的な補強というものをきっちりやらないと、なかなか難しいのではないかという意見が出たがどうか。

委員

部活動顧問が権威主義的に「こうやればいいんだ」という思い込みで一定のことをやらせようというところから体罰が生まれてくると思う。もともと教育というのは権威主義ではなく、科学的な実証主義に目覚めた子供たちを育てていくというのが教育の目的なので、学校の部活動も学びでないといけない。権威主義で指導するというのは、学校教育としての部活動の在り方としては反していると思う。教育そのものから権威主義を排除することが必要だということを前面に出していったら、わかりやすいと思う。

座長

体罰がルール違反であり、指導者がしてはいけないことを犯しているという部分は、しっかり取り組まなければいけない。ただ、教育そのものという全体的な話で、特に子供の権利が本来あって、その最たる場所である教育現場が、子供の権利を守れない事態を招いているのは、一体どういうところから来るのか。子供の人権というものが、かみ砕いて伝わっていない気がする。そこをもう少ししっかりやる必要があるのではないか。

委員

抽象的に人権という話をしても、現場で部活動を指導する教員には実感として感じるものが少ないのではないかと思う。何となく抽象的な話に終始している。ガイドラインを作るという話もそうである。全体的に形式が整い、キーワードとなるものはあるが、それがどういう風に現場で働いて、現場の人たちがどのように捉えるか、それをどのように活用するかが大事である。全般的に抽象的な議論がなされていて、体罰を行うことにより、具体的に子供にどのような影響があり、子供たちはどう感じるのか、「痛い」と思えば萎縮するのは当たり前話である。ガイドラインを作るのはよいが、もっと具体性が必要であると感じている。

委員

部活は誰のものかということをもう一度認識し直す必要がある。すべての顧問というわけではないが、「部活は自分のもので、学校長にも顧問のものとして大事に扱ってもらわないと困る。」というような認識でいる方があるかもしれない。「生徒も自分のものなのだから、自分の考えの下に入ってくるなら認めるが、そこから出るのは認めない。」という認識の顧問が一部いるのではないかと思う。部活動は当然部員のものであり、顧問も一緒にそれを考えていくものである。学校の教育の中にあるという認識を具体的に感じ取れるような形を作っていくことが必要だと思う。私物化というのは少し強い言葉かもしれないが、そういう認識の方があろうであれば、それを改めていただくという

が必要になってくると思う。

委員

間違いなく体罰はルール違反であり、学校教育法にも反しているし、場合によっては傷害罪の罪で訴えられる可能性がある。自主性の尊重と教員の意識改革だが、そもそもの部活の目的を書き込む必要があるのではないか。部活はインターハイ出場が目的ではないし、インターハイで優勝することが目的ではない。部活動に取り組んだ結果で、そういうことが起こることはあるが、子供たちが自分たちで目指すか、目指さないかを定めることが大切である。私物化という話が出たが、顧問が主体ではなく生徒が主体である。部活動は教科外ではあるが、教育課程との連携により、教育の効果を図るものだとされている。それを目的としてもう一度認識することによる意識の改革が必要で、高い競技力を目的にするのとは全く違う議論ではないかと思う。提示されている文章は細部や背景まで非常に丁寧に書かれているが、部活のそもそもの教育的な位置づけを書いてもいいのではないかと思う。

座長

大事な議論だと思う。ここにいろいろ書き込んでも、結果的に伝わらないと駄目である。キーワードに感じる部分はあるが、その先に「どうしたらよいか」「どう行動をとったらいいか」そこに直接訴えかけるものが必要である。「子供の権利」と結構言われるが、頭の中に入っても、行動はどうしているか。その逆の効果を生んでいるものが体罰である。

委員

部活動方針の中に、点検評価の項目は盛り込まれなくてよいのか。「校長が点検評価を行う」や「ガイドラインが守られているか」などの項目を部活動方針の中に書かれると、それぞれの学校の中で点検評価をするようになるのではないか。

(3) 前回の議論を受けた論点の追加について (NO. 24)

※主な質疑要旨

委員

素晴らしい整理表になっていると思う。青年前期の子どもは、「自分が被害を辛抱できずに、問題にする」こと自体に消極的であり、「自分が一人前でないからそれが問題になるんだ。」との思い込みから、無理やり辛抱することがあると思う。したがって、実際に体罰の被害者が申告することよりもむしろ、周りの友達で元気のある子が先生に知らせることが発覚の端緒としては多いのではないかと思う。できれば、被害者の申告だけでなく、周りから情報が上がった時に、管理職や教育委員会にも上がるという仕組みも一緒に整えていただいた方がいいと考える。

事務局

補足説明すると、STOPitは当事者だけでなく、傍観者も使えるアプリになっている。見

かけた人が匿名性を保ちつつ通報できる仕組みとなっている。その仕組みについては、STOPit を導入したときに、事業者が脱傍観者授業を実施し、周知しているところである。

委員

通報件数はどの程度か。かなり情報は入っているのか。

事務局

ネットの通報窓口件数はさほどでもなく、十数件である。STOPit は、先行他都市に比べると、多いようである。

事務局

登録について、すべての学校に周知をしたが少ない状況である。

委員

具体的にどのようなアプリか。

事務局

STOP it はアプリをダウンロードして、各学校に付与したログインのアクセス番号を入力すると、学校名と学年までは分かるようになっている。LINE のチャットのような形で気軽に相談できるようになっている。登録そのものをしていない子供たちがいる。

教育長

LINE のようなアプリで、そこに悩みを相談すると市教委の担当のところ相談がいき、ネット上で相談ができるという仕組みである。思春期の子供たちが、友達同士でスマホ画面の見せ合いをするため、相談アプリが入っていると恥ずかしいと感じることがある。他市の傾向としては、相談時のみダウンロードし、終われば削除している事例もあるようだ。一概にたくさんダウンロードされているほどいいというわけではなく、相談したいときに相談できるようにしておくことが大事である。まだ入ったばかりなので、色々な改善をしていきたい。

委員

ぜひ生徒や保護者に実際にこのアプリに対するどのような認識があり、どのような使い方をするのか聞いてみてほしい。あまり広がらない場合、往々にして消えていく。学校名と学年が分かることに対して子どもたちがどのように認識しているのかを聞く方が良い。「通報になるので、助かる」のか「ばれてしまうので嫌」なのか、そういうことも含めて色々な思いがあるはずなので、聞いてほしい。

委員

かなり深刻な通報はあったのか。

事務局

数件あった。通報窓口は、尼崎市のホームページのトップページに表示されている。

委員

県にも同様のものがあるので、周知してほしい。

3 第1回で示した論点単位での整理検討(継続)

(1) 危機管理体制について (NO. 9~11)

※主な質疑要旨

委員

校内緊急体制は、体罰事案発生時にすでに作られていたのか。

事務局

そうである。

座長

全然守られておらず、せつかくのものが残念である。「周知する」という言葉があるが、知らせただけで、熟知したかどうかはわからない。大事なものは、周知と同時に、「内容を了解した」と返事を貰うなど、往復をしないとただのお知らせになる。実態調査があって、あれほどの件数があった。それまで、どれくらい教育委員会が「体罰はだめだ」と周知したかわからないが、結局周知したがあれだけの件数が出ているわけである。周知というのは非常に便利な言葉であるが、本当に活かせるのか確認することが必要である。

委員

校内緊急体制について、最初に「発見者」という言葉がでており、おそらく傷病者の発見ということであるが、実際事故を起こした教員は、「傷病者ではない」と思いたいものだと思う。傷病者を「傷病者ではない」という判断をしてしまうと、ルールに違反しないことになってしまう。傷病者の定義を記載しておく方が良い。

委員

校内緊急体制は、活動場所等に貼り出しているのか。

事務局

貼り出していない。

委員

周知という点では、体育館やAED、校内電話の近くに貼り出しておいた方がよい。

事務局

校内緊急体制については、貼り出していないが、部活動単位では緊急連絡先などを貼っているところもある。

委員

部活動顧問や職員のAED研修等と合わせて、こういったことも教員間で確認するのが良い。今後位置付けていくといいと考える。平穏に過ごしていくと形骸化してしまう。年度初めの職員会は案件が多いので、AED研修の時などが合っていると思う。

委員

命を守るのが一番だと思う。教員も人間なので、パニックになる。こういうマニュアル

が全て頭に入っているかというのと、そうではない。目に見えるところに貼るのが良い。また、教員だけではなく、生徒にも周知する方が良い。副顧問がいない部活もあるということだったので、教員がAEDを取りに行っている間にどうするのかということを考えて、生徒に指示を出した時に取りに行かせることができる体制など、教員だけでなく生徒にも緊急体制というものを伝えるべきだと思う。

座長

生徒の役割も入っているのか。

事務局

入っていない。

委員

1人だと十分な対応や連絡の徹底はなかなかできないと思う。

委員

脳震盪は後遺症も含め現在スポーツ界や部活動では怖いと認識されている。今回の件でも、脳震盪を放置したことに驚いた。脳震盪に関する最新の正しい情報も必要である。現在では、脳震盪は絶対安静にし、意識レベルのチェックが不可欠となっている。

事務局

今いただいた意見は非常に具体的な意見なので、提言のまとめを待つことなく、学校にはフィードバックさせていただく。

委員

緊急体制の掲示については、クラブ単位までは必要ないが、プールや体育館などにあればいいと思う。

委員

ストレッチ等けがの予防とセットにして、その中に脳震盪などの緊急時対応の情報も入れると、生徒にも伝わりやすいのではないかな。

座長

生徒も入れた訓練はやっていないか。

事務局

AEDの取扱いの研修は、生徒も交えて行っている。

委員

部活動リーダーの会などで、やっているのではないかな。

事務局

定期的なものは把握していない。

座長

学校における部活動の位置づけや指導体制については、時間の関係上、次回とする。

以上